平成 27 年 4 月 1 日に食品表示法が施行されました

消費者に販売する加工食品、添加物には、

「熱量及びたんぱく質、脂質、炭水化物の量、食塩相当量」

を容器包装に分かりやすく表示してください

生鮮食品や業務用食品(加工食品、添加物)にも同様の表示が必要な場合があります

食品表示法は、JAS 法、食品衛生法、健康増進法に従来からあった食品表示に関する規定を引き継ぐ ものです。食品関連事業者が、消費者に「加工食品」や「添加物」を販売する場合は、「『熱量、たんぱく質、 脂質、炭水化物、食塩相当量』の5項目全てを容器包装に分かりやすく表示する*」ことが義務付けられま した。
*栄養成分表示の基本様式

経過措置期間(最長5年間。下表参照。)を過ぎると、原則、栄養成分表示のない「加工食品」や「添加物」を消費者に販売できません。

食品表示法及び関係法令等を確認し、製造、加工、販売、輸入する食品 1つ1つについて、栄養成分表示の義務があるかどうかを確かめて、新しい基準に従った表示にしてください。

栄養成分表示 食品単位当たり		
熱量	••kcal	
たんぱく質	ΔΔg	
脂質	▲ A g	
炭水化物	■■g	
食塩相当量	□□g	

■栄養成分表示の義務があるかどうかは、「『誰が』『何を』販売するか」 で判断します■

		『 誰が 』販売するか		
		食品関連事業者	食品関連事業者以外	
	容器包装入り加工食品 (経過措置:	_{一般用}	栄	
	平成32年3月31まで)	業務用		
「何を」		一般用 🔷	規 成 規定 よる 表 あ 示	
何を』販売するか	生鮮食品	(経過措置:平成28年9月30日まで)	のにいま	
るか		業務用	ません ません る!!!	
	容器包装入り添加物 (経過措置:	業務用以外 〇		
	平成32年3月31まで)	業務用	, ,	

(参考)食品表示基準第3条第1項、第12条、第21条、第26条、第32条第1項、第34条第2項、附則第4条、附則第5条

○印: 裏面(1)に当てはまる場合を除き、容器包装に栄養成分表示をしてください。

△印:裏面(2)に当てはまる場合は、容器包装、送り状、納品書等、規格書等に栄養成分表示をしてください。

(1)食品関連事業者が販売する場合に、栄養成分表示を 省略 できるもの。

* 栄養表示をする場合、特定保健用食品、機能性表示食品は、省略不可。栄養成分表示が必須。

		次のいずれかの場合は、栄養成分表示を 省略 できる
		□ 容器包装の表示可能面積がおおむね 30cm²以下
	索职与壮工 []	□ 栄養の供給源としての寄与の程度が小さい
	容器包装入り	□ 極めて短い期間で原材料が変更される
何	一般用加工食品	□ 消費税を収める義務を免除される事業者が販売する
を	120000000000000000000000000000000000000	□ 小規模企業者が販売する(当面の間)
€』販売するか		次のいずれかの場合は、栄養成分表示は 不要
		□ 食品の製造及び加工場所で販売する
		□ 不特定多数の者に譲渡(販売は除く)する
9		次のいずれかの場合は、栄養成分表示を 省略 できる
か		□ 容器包装の表示可能面積がおおむね 30cm²以下
	容器包装入り	□ 栄養の供給源としての寄与の程度が小さい
		□ 消費税を収める義務を免除される事業者が販売する
	添加物(業務用を除く)	□ 小規模企業者が販売する(当面の間)
		次の場合は、栄養成分表示は 不要
		□ 不特定多数の者に譲渡(販売は除く)する

(参考)食品表示基準第3条第3項、第5条第1項、第32条第5項、第33条第2号、附則第6条

(2)食品関連事業者が販売する場合に、任意表示の規定が適用され、栄養成分表示が必要なもの

			1つ以上当てはまる場合は、栄養成分表示が 必要 になる
業務用加工食品		送入り	容器包装、送り状、納品書等、規格書等に、
		14n T & D	□ 「栄養成分及び熱量」の表示があるもの
		加工良品	□ 「ナトリウムの量」の表示があるもの
	生鮮食品	一般用	容器包装に、
何			🗖 「栄養成分及び熱量」の表示があるもの
			□ 「ナトリウムの量」の表示があるもの
を			□ 「栄養機能食品に係る栄養成分の機能」の表示があるもの
販			□ 「栄養成分の補給ができる旨」の表示があるもの
販売するか			□ 「栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨」の表示があるもの
9 Z	g μμ Z		容器包装、送り状、納品書等、規格書等に、
か		業務用	□ 「栄養成分及び熱量」の表示があるもの
75			□ 「ナトリウムの量」の表示があるもの
	容器包装入り		容器包装に、
			□ 「栄養成分及び熱量」の表示があるもの
業務用添加物		新用添加物	□ 「ナトリウムの量」の表示があるもの

(参考)食品表示基準第12条、第21条、第26条、第34条第2項

このほかにも、表示する栄養成分の種類や順番、文字の大きさ、認められる誤差の範囲などが細かく規定されています。

食品の栄養成分表示についての質問・相談は、福祉保健事務所(局)で受け付けています。貴社で取り扱う食品に表示義務があるかどうか、表示方法の詳細など、分からないことはお尋ねください。

なお、品質事項(原材料名、原料原産地名等。旧JAS法)、衛生事項(食品添加物、アレルギー物質等。旧食品衛生法)の表示についても、生活環境事務所(局)でご相談を受け付けています。

(土日、祝日、年末年始を除く 8:30~17:15)

保健事項の表示(栄養成分表示等)	品質事項、衛生事項の表示
東部福祉保健事務所(鳥取市江津730)	東部生活環境事務所(鳥取市立川6-176)
電話0857-22-5695 ファクシミリ0857-22-5669	電話0857-20-3677 ファクシミリ0857-20-2103
中部総合事務所福祉保健局(倉吉市東巌城町2)	中部総合事務所生活環境局(倉吉市東巌城町2)
電話0858-23-3146 ファクシミリ0858-23-4803	電話0858-23-3157 ファクシミル0858-23-3266
西部総合事務所福祉保健局(米子市東福原1-1-45)	西部総合事務所生活環境局(米子市麹町1-160)
電話0859-31-9319 ファクシミリ0859-34-1392	電話0859-31-9321 ファクシミル0859-31-9333